

# Women's Eye

No.8

富山市・歯科

今村 知代

両親とは30年以上離れて暮らしていましたが、親の医院を手伝うことになり、この際リフォームしようとして私が積極的に話を進め大失敗した話です。

A社と話し合い、1年かけてデザインが決まり、いよいよ「予算」という段階で当初予定の1.5倍を明示され途方に暮れていたところに「ご希望の予算で、是非当社にやらせてください。最善を尽くします」とB社。熱心に語るB社をついつい信じてしまってこれが大失敗の始まりでした。

バリアフリーどころか、危険個所の修復さえしてもらえず、今でも窓には「プチプチ」を貼って、騒音と隙間風と段差とともに生活しています。

なぜこんなことに？  
大学生のころには部活の部長、大学勤務のころには医局長など少しは人生経験を積んでいたと思っていたのに…。世間知らずを思い知らされました。これまでに騙されることも無く、信じ易いというのは、それはそれで幸せだったのかも知れませんが、とんだ勘違い「世の中そんなに甘くない」ですね。

## リフォームで大失敗

もし自分が男性だったらここまでされなかったのかは疑問ですが、周りの方々からは「女性だから軽視されたのでしょうか」とのご意見が多かったです。大学勤務時代には性別を意識することも、させられたことも殆どなく、安全な壁で守られていたのかも知れません。開業医となった今では社会と直接接点を持ち、これから遭遇する様々なことに手探りで勉強していく所存です。

協会でご活躍の女性医師、女性歯科医師の皆様方のご苦勞話など、ご教授いただく機会があればありがたいと思う今日この頃です。

## 法律・困り事 電話相談 ③

### 定期借家について

◆アメリカに2年間留学することになり、その間、現在住んでいる家をAさんに賃貸しようと思っています。2年後、きちんと明け渡ししてもらうことができるでしょうか？

(佐伯) Aさんと2年の期間を定めた賃貸借契約を締結することになりますが、通常の建物賃貸借の場合、契約の更新を拒絶するためには、正当事由が必要となります。正当事由の有無は、賃貸人及び借借人が建物の使用を必要とする事情、賃貸借に関する従前の経過、立退料などを考慮して判断されることとなります。つまり、正当事由がなければ、2年後に明け渡ししてもらうことができないのです。そこで、定期借家契約を締結することをお勧めします。

定期借家契約では、契約の更新をしないことを、あらかじめ定めておくことができます。そのため、上記のような正当事由が不要で、契約期間の満了とともにAさんに建物の明渡しを求めることができます。

定期借家契約により自宅を貸す場合、どのような手続が必要になるのでしょうか。

(佐伯) 定期借家契約を締結するには、公正証書などの書面によってしなければなりません。また、あらかじめ、Aさんに、更新がないこと及び期間の満了によって賃貸借が終了することについて記載した書面を交付して、説明することが必要です。

これらは、不利な立場におかれる借借人を保護することを目的としています。

期間を2年とした定期借家契約を締結した場合、2年後直ちに明け渡ししてもらえるのでしょうか。

(佐伯) 更新しないことを定めた定期借家契約を締結した場合でも、期間が満了すれば直ちに明け渡ししてもらえるというわけではありません。

今回のように期間が1年以上である場合には、期間満了の1年前から6か月前までの間にAさんに期間満了により賃貸借が終了する旨を通知しなければなりません。もちろん正当事由は不要であり、事務的に通知をするだけでよいのです。この通知をしないまま2年の契約期間が経過した場合、通常の建物賃貸借の更新とみなされる解釈が有力ですので、注意して下さい。

回答者

協会顧問弁護士

佐伯 康博

## 2013年 歯科医療安全管理研修会

# 歯科で行なう一次救命処置

### ～CPR用マネキン、AEDを使った実地訓練～

全身疾患を持つ患者の治療や出血をとまなう大がかりな外科治療。今まで大きなトラブルは無かったけれども、「もしかして」という気持ちでよぎることもあるかと思えます。  
今回の歯科医療安全管理研修会は、「まさかの時に最低限これだけはしておきたい」をテーマに、レシアン(訓練用人体)を使った一次救命処置の実地訓練を行います。  
「おおよそは知っているけれども、その場で実際に動けるだろうか?」と感じておられる先生、またスタッフの皆さんのご参加をお待ちしております。



講師

今村歯科医院 院長 (富山市)  
元 富山大学附属病院診療准教授

今村 知代 先生

富山大学附属病院  
災害救命センター診療教授

若杉 雅浩 先生

日時

4月26日(金) 7:30pm～9:00pm

会場

ホテルグランテラス富山 4F瑞雲の間  
(旧・名鉄トヤマホテル)

主催

富山県保険医協会

後援

富山県

レシアン(マネキン)を使った実技研修です



医療法で全医療機関の職員に義務づけられている「医療安全管理のための職員研修会」です。当日、受講証をお渡しします。

## 医科の直面している課題を 歯科医師も学ぼう

理事

米森 誠

日頃、医療関係のニュースの情報源として保険医新聞はもとより一般新聞また最近では医療系や製薬メーカーのWebサイトから得ることも多くなってきた。その反面、直接地域医療を担っている現場の医師から生の声を聞く機会はそう多くない。今回は役員会で医科向け研究会である臨床懇話会の企画を聞いた感想をお話したい。

開業医師の先生の直面している優先度の高いものから緊急性のないものまで関心のあるテーマについてその一端を知ることができたが、そのテーマは当然のことながら多岐にわたっていると感じた。その一方で歯科からは歯周病と

ないかと危惧している。実際歯科医療現場からの医科歯科連携と例えば、目の前にいる患者さんの様々な疾患について医学的な助言を求めるケースが圧倒的に多いと思う。医学的な管理を受けている患

者さんが歯科を受診しているのだからこの機会に医師の直面している課題に歯科医師の先生も同じテーマで学ぶというのはどうだろうか。努力は大きいがそれに伴い様々な相乗効果も期待できるのではないだろうか。今年二月にヘリコバクターピロリの除菌について胃炎での保険適用に広がったことで対象者が確実に増える。除菌中の歯科治療の可否につ

いてや歯周病菌は同時に除菌されないのかとか、除菌で難渋する場合は重度歯周病との関係はあるのかとか、歯科での対応もあらためて考える機会になりそうだ。